主要な経営指標等の推移（単体）

年度別	2017年度 中間会計期間 自2017年4月1日 至2017年9月30日	2018年度 中間会計期間 自2018年4月1日 至2018年9月30日	2019年度 中間会計期間 自2019年4月1日 至2019年9月30日	2017年度 自2017年4月1日 至2018年3月31日	2018年度 自2018年4月1日 至2019年3月31日
決算年月	2017年9月	2018年9月	**2019年9月**	2018年3月	2019年3月
経常収益	6,569百万円	6,465百万円	**6,415百万円**	12,882百万円	14,454百万円
経常利益	1,219百万円	1,019百万円	**409百万円**	1,861百万円	3,408百万円
中間（当期）純利益	919百万円	740百万円	**270百万円**	1,307百万円	2,310百万円
資本金	4,537百万円	4,537百万円	**4,537百万円**	4,537百万円	4,537百万円
発行済株式総数	3,400千株	3,400千株	**3,400千株**	3,400千株	3,400千株
純資産額	42,023百万円	42,988百万円	**44,611百万円**	42,599百万円	44,365百万円
総資産額	686,500百万円	707,047百万円	**746,916百万円**	704,059百万円	723,529百万円
預金残高	638,842百万円	658,533百万円	**694,044百万円**	654,896百万円	671,618百万円
貸出金残高	474,115百万円	488,343百万円	**509,138百万円**	494,124百万円	508,894百万円
有価証券残高	146,018百万円	138,194百万円	**130,066百万円**	142,703百万円	125,830百万円
1株当たり中間（当期）純利益	270.88円	218.26円	**79.68円**	385.23円	681.00円
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益	—円	—円	**—円**	—円	—円
1株当たり配当額	25円	25円	**25円**	50円	70円
自己資本比率	6.12%	6.08%	**5.97%**	6.05%	6.13%
単体自己資本比率（国内基準）	8.68%	8.41%	**8.22%**	8.36%	8.27%
従業員数（外、平均臨時従業員数）	774人（142人）	758人（139人）	**744人（145人）**	751人（146人）	731人（141人）

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。
3. 自己資本比率は、（中間）期末純資産の部合計を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく2006年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

業務純益等（単体）

（単位：百万円）

種類	2018年9月 中間会計期間	2019年9月 中間会計期間
業務純益	813	185
実質業務純益	813	185
コア業務純益	816	118
コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	816	118

中間貸借対照表（単体）

資産の部

（単位：百万円）

科目 ＼ 年度別	2018年度 中間会計期間 (2018年9月30日)	2019年度 中間会計期間 (2019年9月30日)
現金預け金	57,648	84,562
コールローン	420	539
有価証券	138,194	130,066
貸出金	488,343	509,138
外国為替	397	409
その他資産	11,502	11,508
その他の資産	11,502	11,508
有形固定資産	9,776	9,066
無形固定資産	1,522	1,673
前払年金費用	235	374
支払承諾見返	1,460	1,563
貸倒引当金	△2,454	△1,985
資産の部合計	707,047	746,916

負債及び純資産の部

（単位：百万円）

科目 ＼ 年度別	2018年度 中間会計期間 (2018年9月30日)	2019年度 中間会計期間 (2019年9月30日)
預金	658,533	694,044
外国為替	—	45
その他負債	1,795	4,276
未払法人税等	267	60
リース債務	589	361
資産除去債務	64	65
その他の負債	874	3,788
賞与引当金	490	492
退職給付引当金	650	667
役員退職慰労引当金	145	159
睡眠預金払戻損失引当金	50	51
偶発損失引当金	67	73
繰延税金負債	865	929
支払承諾	1,460	1,563
負債の部合計	664,058	702,304
資本金	4,537	4,537
資本剰余金	3,219	3,219
資本準備金	3,219	3,219
利益剰余金	30,730	32,333
利益準備金	4,537	4,537
その他利益剰余金	26,192	27,795
別途積立金	24,795	26,795
事務機械化準備金	400	400
圧縮記帳積立金	26	25
繰越利益剰余金	970	574
自己株式	△24	△25
株主資本合計	38,462	40,065
その他有価証券評価差額金	4,525	4,546
評価・換算差額等合計	4,525	4,546
純資産の部合計	42,988	44,611
負債及び純資産の部合計	707,047	746,916

中間損益計算書（単体）

（単位：百万円）

科目 ＼ 年度別	2018年度 中間会計期間 自2018年4月1日 至2018年9月30日	2019年度 中間会計期間 自2019年4月1日 至2019年9月30日
経常収益	6,465	6,415
資金運用収益	5,408	5,382
（うち貸出金利息）	(4,842)	(4,868)
（うち有価証券利息配当金）	(547)	(501)
役務取引等収益	610	582
その他業務収益	58	80
その他経常収益	388	369
経常費用	5,446	6,006
資金調達費用	116	99
（うち預金利息）	(122)	(107)
役務取引等費用	637	597
その他業務費用	2	1
営業経費	4,463	5,137
その他経常費用	227	171
経常利益	1,019	409
特別利益	3	—
特別損失	0	36
税引前中間純利益	1,022	373
法人税、住民税及び事業税	256	58
法人税等調整額	26	44
法人税等合計	282	103
中間純利益	740	270

中間株主資本等変動計算書（単体）

2018年度中間会計期間(自 2018年４月１日　至 2018年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
					その他利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	事務機械化準備金	圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	4,537	3,219	3,219	4,537	23,595	400	26	1,514
当中間期変動額								
剰余金の配当								△84
別途積立金の積立					1,200			△1,200
圧縮記帳積立金の取崩							△0	0
中間純利益								740
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	–	–	–	–	1,200	–	△0	△543
当中間期末残高	4,537	3,219	3,219	4,537	24,795	400	26	970

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計					
当期首残高	30,074	△24	37,807	4,791	4,791	42,599
当中間期変動額						
剰余金の配当	△84		△84			△84
別途積立金の積立	–		–			–
圧縮記帳積立金の取崩	–		–			–
中間純利益	740		740			740
自己株式の取得		△0	△0			△0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				△266	△266	△266
当中間期変動額合計	655	△0	655	△266	△266	389
当中間期末残高	30,730	△24	38,462	4,525	4,525	42,988

2019年度中間会計期間(自 2019年４月１日　至 2019年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
					その他利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	事務機械化準備金	圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	4,537	3,219	3,219	4,537	24,795	400	25	2,456
当中間期変動額								
剰余金の配当								△152
別途積立金の積立					2,000			△2,000
圧縮記帳積立金の取崩							△0	0
中間純利益								270
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	–	–	–	–	2,000	–	△0	△1,881
当中間期末残高	4,537	3,219	3,219	4,537	26,795	400	25	574

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計					
当期首残高	32,215	△24	39,948	4,417	4,417	44,365
当中間期変動額						
剰余金の配当	△152		△152			△152
別途積立金の積立	–		–			–
圧縮記帳積立金の取崩	–		–			–
中間純利益	270		270			270
自己株式の取得		△0	△0			△0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				129	129	129
当中間期変動額合計	117	△0	117	129	129	246
当中間期末残高	32,333	△25	40,065	4,546	4,546	44,611

注記事項（2019年度中間会計期間）

重要な会計方針

●商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

●有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については中間決算期末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、債券については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

●デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

●固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、それぞれ次の方法により年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

建　物：定額法を採用しております。
その他：定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物：39年
その他：2年～20年

⑵ 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

⑶ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

●引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は518百万円であります。

⑵ 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

⑶ 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

⑷ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると見込まれる額を計上しております。

⑸ 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

⑹ 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の支払見込額を計上しております。

●外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

●ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

●その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

⑴ 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

⑵ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

⑶ 税効果会計に関する事項

中間会計期間に係る法人税等の額及び法人税等調整額は、当事業年度において予定している剰余金の処分による圧縮記帳積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。

●複合金融商品の会計処理

「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第12号 2006年3月30日）第3項に該当する複合金融商品（有価証券）については、組込デリバティブを合理的に区分して測定することができないため、当該複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を当中間会計期間の損益に計上しております。

●中間貸借対照表関係

1. 関係会社の株式又は出資金の総額
   株式　84百万円
2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。
   破綻先債権額　3百万円
   延滞債権額　6,105百万円
   なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
   また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。
   3ヵ月以上延滞債権額　―百万円
   なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。
   貸出条件緩和債権額　1,956百万円
   なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。
   合計額　8,065百万円
   なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。
   2,011百万円
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
   担保に供している資産
   有価証券　4,773百万円
   上記のほか、為替決済、公金収納等の取引の担保として、次のものを差し入れております。
   預け金　8百万円
   その他の資産　10,000百万円
   また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。
   保証金　132百万円
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。
   融資未実行残高　30,771百万円
   うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの　30,771百万円
   なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

●中間損益計算書関係

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。
   貸倒引当金戻入益　55百万円
   償却債権取立益　28百万円
   株式等売却益　250百万円
2. 減価償却実施額は次のとおりであります。
   有形固定資産　279百万円
   無形固定資産　190百万円
3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。
   貸出金償却　50百万円
   株式等売却損　69百万円

●有価証券関係

子会社株式及び関連会社株式
子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。
（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表計上額

	当中間会計期間（2019年9月30日）
子会社株式	84百万円
関連会社株式	―百万円
合計	84百万円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

●重要な後発事象

該当事項はありません。

金融再生法に基づく債権区分（単体）

（単位：百万円）

区分	2018年9月30日	2019年9月30日		
	債権残高	債権残高 (1)	担保・引当等保全額 (2)	保全率 ((2)÷(1)×100)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権(A)	861	1,120	1,120	100.00%
危険債権(B)	5,976	4,988	4,076	81.72%
要管理債権(C)	1,943	1,956	1,403	71.70%
合計(A)＋(B)＋(C)	8,782	8,066	6,600	81.83%
正常債権	481,467	503,024		

○金融再生法に基づく開示基準

《破産更生債権及びこれらに準ずる債権》破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

《危険債権》危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であります。

《要管理債権》要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出債権）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権）であります。

《正常債権》正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記以外に区分される債権であります。

リスク管理債権（単体）

（単位：百万円）

区分	2018年9月30日	2019年9月30日
破綻先債権	35	3
延滞債権	6,801	6,105
3ヵ月以上延滞債権	－	－
貸出条件緩和債権	1,943	1,956
合計	8,780	8,065

○リスク管理債権

《破綻先債権》破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

《延滞債権》延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

《3ヵ月以上延滞債権》3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

《貸出条件緩和債権》貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。